奈良県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十二年六月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

名　称	所　在　地
有料老人ホーム　エリシオン真美ヶ丘アネックス	北葛城郡広陵町馬見南四丁目一―一八
有料老人ホーム　四つ葉のクローバー	宇陀市菟田野区松井一番地一